

【総務部長より】

議案第 42 号 令和 4 年度伊豆市一般会計補正予算（第 2 回）

（資料訂正の申し出）資料の差し替え

議案 107～108 頁

補正予算資料 6～7 頁

【教育部関係】

議案第 42 号 令和 4 年度伊豆市一般会計補正予算（第 2 回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q. 教育費の中で、小学校、中学校、義務教育学校費で新型コロナウイルス対策事業として消耗品費とか設備品購入費が盛り込まれていますけれども、本来こういう、この対策事業は当初予算で計上されるものかと思うんですけれども、今回、6月で補正予算を盛り込んだ理由は为什么呢。

特に新しく導入するものがあるのでしょうか。

A. 予算につきまして予算編成の際に、コロナの関係も、こちらのほう、視野に入れていかなければならないというところで話が進んでまいりました。ただですね、こういった交付金の活用というのが予算段階では見えていない部分もございまして、ただですね、当座の予算として、前年度のコロナにかかった経費の実績の1%部分を、まずは当座の予算として、当初予算のほうに盛り込ませていただいた次第でございます。

今回こちらのほうの交付金の、また活用が視野に入ってまいりましたので、今回、改めてこちらのほうで予算を計上させていただきまして、各学校の意見を聞きながら、今回、補正予算として計上させていただいた次第でございます。

以上です。

Q. すいません、当初予算に何%ってちょっと聞き取れなかったもんで。

A. すいません。コロナの昨年度かかった実績の1%となっております。

Q. じゃ、交付金を、何だ、交付金が出ることを想定して、当初予算では1%で計上しておいて、そのあと、有効に交付金を使うために、今回補正でこの金額を計上したっていうようなとらえ方でいいですか。

A. はい、そのとおりでございます。

Q. それぞれの小・中学校、義務教育学校の感染症対策の消耗品及び備品購入ということで、消毒用のアルコールであるとか、そのアルコールを噴霧する噴霧器であるとか、そんな説明があったと思うんですけど、それで全てなんでしょうか、ちょっと教えてください。

A. 現状ですね、昨年度から進めさせていただきまして、まず昨年度、本当に必要なものというの、有効に機能するものについては、優先的に購入をさせていただきました。

その中で、やはり各学校さんのほうの御意見とかも受けまして、そちらのほうから必要なものっていうのもいただき、昨年度も計上したんですが、今年度また御意見を伺った中で、こういったものが必要だよっていうものにつきましては、全て網羅出来てるように現状の予算はつけさせていただいております。

ただし、今後、感染状況が進むにつれて、また必要なものっていうのは変わってくる場合も当然考えられますので、そこについてはまた学校さんと相談をさせていただきながら、柔軟に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

Q. わかりました。学校側の要望に合わせて、適宜、しっかりと見直しをして、措置をしていただきたいんですけども、ちょっと消毒液の噴霧器っていうのがあったんですけど、これは、新規に購入する学校とそうでない学校ってのがあると思うんですけど、それ自体がなかった学校もあるっていうことですか。

その噴霧器っていうのは、いわゆる足踏み式のものであるとか、自動で出てくるものとか、体温と同時に図れるものとか、いろいろあると思うんですけど、どんなタイプのものですか。

A. 令和3年度、昨年度ですね、かなりの学校でそういったものを揃えさせていただきました。検温器と消毒器がついてるものが、基本的に昨年度の段階で、揃えられている状況になっております。

ただ、それだけですと、まだ1台とか2台とかですと、やはり来客が多かったりとか、いろいろと移動があったりとかっていうことの中で、やはりちょっと不便を来しているというところがあるものですから、そういったものを再度御要望される学校さんもありました。

また、ポンプ式、普通のポンプ式っていうのはやはり接触が気になるというお考えもありまして、その中で、自動で出てくるようなものというのを御要望される学校もござ

います。あと、足踏みのほうがやはりいいという学校さんもいらっしゃいますので、その辺は、養護教諭の先生とかにもお話を伺いながら、今回盛り込ませていただいた次第でございます。

Q. 噴霧器についてわかりました。

それで、学校においての新型コロナウイルス感染症対策という観点からお聞きしたいんですけど、委員長に止められるかわかんないんですけど、昨日の総務経済委員会の中で、うちの所管じゃないんですけど、企画財政課なんんですけど、いわゆる予備費を全体で3億6,200万円提案されてるんですね。で、この活用については、それぞれの各担当部署のほうから要望等ヒアリングをしていくていうのか始まってるといのかかわかんないんですけど、そんな段階のようなんですけど、学校の感染対策の中で、この予備費の充用に要望したい事項なんていうのは、今のところどんなものがあるのかお聞きしたいんですけど。

委員長よければ、お願いします。

A. 感染対策、直接的な感染対策、例えばアルコールを購入したりとか、追加で何を買ったりとかっていうものについては、予備費というよりは、逆に、地方創生臨時交付金を使わせていただいて、9月の補正等で上げる予定であります。

ただし、修学旅行のキャンセルであったりとか、急遽バスが必要になったときに、バスが、要は、間隔をあけて座るときとか、そういったときにバスが急に必要になったとか、要は急遽のものに対して補正で間に合わない案件につきましては、予備費の充当を御相談させていただこうかなというところで財政と話をさせていただいているところでございます。

以上です。

A. この予備費、本会議でも説明ありましたけども、地方臨時交付金と今回の物価等、燃料の高騰分合わせて3億円っていうお話だったと思うんですけども、まず、この補助金の市費の分の充当がまずこの地方創生臨時交付金にできるというところ。

で、あとですね、あと先ほど課長のほうから話ありました、バス代ですね、バスの借上料とかキャンセル料、その辺なんかもこちらの地方創生臨時交付金のほうで対応ができるということで、その辺の要望はしておりますので、この予備費が、多分、充用されるということになってるかと思えますけど、いずれにしても、何か必要なものがあれば補正、予備費で対応するというような予定で今おります。

以上です。

Q. すいません、これも委員長判断でお願いします。

教育以外に社会教育等についてはこのコロナ対策の補正が出てこないんですけども、それは当初予算で十分間に合っているという解釈でよろしいでしょうか。

A. 指定管理のところはそれぞれの指定管理の中でそういう対策費を盛り込んでいるところと、あと、そのほかの施設につきましては、管理の中でこういう消耗品類を見込んでいるというところになります。

以上です。

Q. だから、間に合ってるってことなんですよ。じゃあ、学校教育だけは間に合わなかったという、逆説かな、解釈でよろしいですか。

A. 間に合っていないのではなくて、先ほど課長のお話ありました当初予算の中で、見込みを少なく、少なくといいますか、これの補助金があるだろうということで当初予算を組みました。

で、十分でないっていうのは承知してたんですけども、足りなければ、当初、当面の分は確保させていただいて、足りなければこういう補助金があれば補助金を活用する。さらになければ、緊急的なことがあれば、補正予算、予備費でお願いをしていくという考えでございましたので、足りないということではございませんでした。

以上です。

Q. これも確認です。

今の話だと、補助金が使えそうなので、今回これを、備品等の購入の補正を組んだということですけども、2分の1の国庫補助ですよ。当初1%しか、昨年の実績の1%しか当初に上げてないということで、当然、今の状況だと足りないということだと思いますけども。

ということは、昨日話題に出ていた災害対策のほうの食料品等、実際に罹患してしまった人の食料品等の補助のときは、こっちから申請をして、その分が向こうから来るっというような、上との関係のお金の流れですよってことだったんですけど、これは逆にあれですよ。じゃ、伊豆市の分の割当てがこれだけですよというのがぼこっと来て、それにあと半分市で足して、その金額でできるものを今回やったっていう考え方なのか、これから必要だっっていうのをどっかに上げて、それでこの金額が来たのかっていうのを確認をしたいっていうことと、こっちからお願いしたのであれば、この金額になった今

の伊豆市内の学校のコロナの状況、どういう判断でこの金額になったのかとかというようなことまで聞けばお願いしたいです。

A. 先ほどの1%ってのはですね、このコロナの対策にかかったお金の1%じゃなくてですね、各学校に割当てられました消耗品費っていうのがあるんですね。その1%分を見込んで計上をしていたということで、すいません、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

で、金額ですけども、割当てがあったのではなくて、こちらが要望した格好になってます。当面の、今年度の消耗品代っていうのは確保されておりますんで、足りない分は何ですかということで聞いて、各学校から申請を上げていただいて、こちらのほうでいろんな学校の消耗品類、備品類を見てですね、ここの学校はこういうのもあるけど、おたくの学校はいいですかという調整をさせてもらった上で、申請をさせていただいて、この金額になったということになっております。

以上です。

Q. ワクチンの接種の状況がね、要するに、いわゆる子供たちの年代が、どうしても遅れてるような状況になって現在に至っているんですけど、全体としては落ちついてるか、ある程度コントロール出来てるっていうかっていうことでいいのか、まだちょっと不安があるってというようなレベルなのか、その辺はどういう風、とらえて、これが足りないよっていう、そのさらに裏側っていうか、そういうのをとらえているかどうかっていうのを、わかったら聞きたい。

A. 今、議員おっしゃられたように、子供たちの接種率っていうのは、学校教育課でもおむねこれくらいっていうのしかわからないもんで、正確にはですね、どのくらいっていうことがわからないのが現状です。

ただ、この今現在そのコロナの状況っていうのが学校においては、若干、まあ落ちついていると。ただ、この先ですね、これを継続していくことによって、抑えられるであろうという、数量なり、そういう備品類を今回予定しているということになります。

ただ今後ですね、突発的に何かありましたときには、再度、また、財政部門とですね、協議いたしまして、必要なものを導入していくというようなことを今考えております。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部関係】

議案第 48 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 何も無いのもあれですから、確認の意味で質問しますので教えてください。

第 48 号ですから介護保険条例の改正ということで、令和 4 年 3 月 31 日が令和 5 年 3 月 31 日に、保険料の減免に関する申請書の提出期限の特例の日付が変わったということの理解ですけれども、介護保険ってということで、その該当する年代の方の実際にコロナウイルスに感染した方の人数というのは多分は、伊豆市の中では正確にはわからないってことだと思うんですけども、そうは言っても発表されている人数があり、その割合で、申請が出てる件数と、実際に感染された方の人数とで、多いのか少ないのかとかっていうのがある程度分かるのかなと思います。

今回もう 6 月の半ばですので、3 月末で 1 回終わっていて、今これ延ばして、まず遡ってこれが適用されるのかってということと、期限が延びる手続きが今になってるってことについての影響があるのかってということ。わかったらいいですけど、制度の組立て自体もわかっているような、わかってないような感じなので、その辺の説明をちょっとしてもらっていいですか。

A. 感染者というのは、健康福祉部のほうでは人数等を把握してないので比較は出来ませんですけども、実際の申請の人数については、課長のほうから答弁させます。

A. 減免のですね、実績なんですけれども、令和 2 年の 1 月ぐらいからですね、コロナが蔓延したということでそこからの伊豆市のですね、減免者がですね 67 人。減免額につきましては、266 万 5,272 円となっております。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【市民部関係】

議案第 47 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 介護保険でも確認させてもらったんですが、この結果によってですね、過去の減免人数と、減免額、今後の減免予想、もう一つつけ加えて、減免した金額っていうのは、特別会計の中でやるのか、それとも一般会計で補填してくれるのか、すいません、教えてください。

A. まず、先ほども、介護保険との整合性で、令和2年1月以降の総合計で167件、1,880万7,800円。それとですね、この事業におきましては、補助金100パーセントを使っております。

例年ですと、災害等臨時特例補助金10分の6、特別調整交付金10分の4を充てております。

以上でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 48 号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. 伊豆市沼津市衛生施設組合ということで、伊豆市の場合は土肥が関係するわけですが、新ごみ処理施設が稼働するに当たってこちらでも変更になります。

この間説明があったんですけども、この後のタイムスケジュールによって、今後どうなっていくのかっていうのをもう1回確認する必要があるかなと思いますので、もうかなり、最終的なところまで決まっていますので、今わかっていることをもう一度確認をお願いしたいです。

A. それでは、3月議会の繰り返しになる部分もあるかと思いますが、これまでに御説明をさせていただいてあります内容について、再度申し上げたいと思います。

まず、今の予定ですと、広報11月号に、土肥戸田衛生センターの稼働停止とごみの搬入について掲載を予定しております。そのあと、11月30日をもって土肥戸田衛生センターの搬入が終了となります。

次に12月1日、土肥リサイクルセンター、燃やせるごみ受入れ開始ということで、リサイクルセンターによって、持込みごみの焼却ごみを回収することが始まります。併せて、新ごみ処理施設の搬入が開始をするということになります。

12月28日をもちまして土肥戸田衛生センターの稼働が停止をいたします。その後についてはですね、まだ予定ではございますが、施設の解体、組合の解散に向けての準備を進めるというような大まかな予定となっております。

以上であります。

Q. 改正後の対照表の中でも、今後は財産の管理及び処分に関する事務っていうふうに変わっているわけで、今言った解散に向けての手続っていうか準備っていう部分だと思うんですけども、もうちょっと詳しくっていうか、あの場所がどうなるのかとかそういう具体的なことをもうちょっとわかっている範囲でお願いします。

A. この規約改正にありますとおり、ここで事務としてですね、管理運営から今後のことをしっかり考えていくっていう改正になっております。

まだ具体的ところは今後沼津市さんとの打合せということですが、稼働が停止しますので、解体に向けて、例えば、来年度予算に設計を組んでいこうかという相談をですね、今後始めていくというところでございます。

でするので、何年までっていうことは現時点でまだ決まっておりませんので、規約改正によりこういう業務が加わりましたので、ここは着実に沼津市さんとの検討を進めていくことになろうかと思っております。

Q. ちょっと確認ですけれども、今青木委員が今後のことについて質問をされましたけれども、それに関連してなんですけど、実際その施設の解体に当たったりとかっていう、そ

ういったね、具体的なものが来年度以降ぐらいになるかもしれないですけど、決まってくると思うんです。

これは、組合議会が解散するまでは、組合議会の中で議決をして、それぞれ構成市の議会でも議決をするってことになるんでしょうけれども、施設の解体費用ですね、そうしたものについても、今までそのごみの処理の経費についても、均等割であるとか、人口割であるとか、その辺が勘案されてくるわけなんですけれど、この今回の条例でも第 11 条にその人口割のことにも触れているんですけど、似たような感じで、その施設の処分費とかについても組合議会の中では、そういった議論がされるってことでよろしいですか。

A. 今議員御質問のとおりですね、運営費については、今まで規約のほうでですね、人口割ですとかごみ処理割ということで決まっておりますけれど、今後の処理については、まず処理をどうしようという決定をいただいた後、その割合について、どういう指標を使っていくかというのが、今後検討されていくことになります。

Q. すいません、一つ教えてください。

12 月 28 日で完全停止ということになるんですけど、一部事務組合なんでちょっと答えられるかどうかわからないんですけど、そこに当然職員がいて、今ごみの搬入をしました、その人たちは退職をするのか。あるいは、伊豆市から派遣されて事務として職員が派遣されてるんですけど、それが、要するに事務組合が解散するっていうのは、完全に施設がなくなってから解散するのか、それとも、その公害問題とかがってことで後々環境に関わることがあると、かなり長い間そこをフォローしていかなきゃならないと思うんですけど、その辺の予定っていうのはどうなってるのか、答えられる範囲でお願いします。

A. 現時点で、組合のほうからもですね、その具体的な工程はまだ示されておられません。まさしく、来年度予算を審議するときに、そういう工程の案を作りながらですね、予算のとり方、それから、そういう環境評価とかもですね、当然、必要になってくると思いますので、今後、予算のときにそういう御相談をさせていただきながらということになります。

職員についても、来年度予算に向けて、まずは整理で当然必要ですので、いつまでっていう議論はですね、まだされておられませんので、1 番早くて 2 月頃ですね、組合議会でそういうところを審議いただくことになろうかと思います。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。